

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和4年10月31日（月） 午後2時00分から
場所：東広島市消防庁舎 講堂

<次第>

- 1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について…………… 1
（令和5年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 2 災害実績条件付一般競争入札について…………… 5
（令和5年4月1日以降適用継続） 【契約課】
- 3 工事成績条件付一般競争入札について 【契約課】 …………… 7
- 4 技術者配置・技術者交代について【再説明】 【契約課】 …………… 8
- 5 建設工事請負契約約款等の改正について 【契約課】 …………… 17
- 6 令和5・6年度入札参加資格審査申請について 【契約課】 …………… 19
- 7 その他
（1）市発注工事の契約制度改正予定について 【契約課】 …………… 20
（2）電子入札等システムの変更に伴う事後審査通知書、
事後審査資料提出依頼書について 【契約課】 …………… 21
（3）スライド条項の適用について 【契約課】 …………… 25
（4）週休2日工事等の試行について（検討） 【検査課】 …………… 31
- 8 質疑応答

東広島市

総務部 検査課 TEL082-420-0950

総務部 契約課 TEL082-420-0930

1 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

総合評価落札方式入札は、競争性を確保しつつ、価格と施工能力や地域貢献など価格以外の評価により、価格と品質で総合的に優れた者を選ぶという公共工事の品質確保を目的とした制度です。令和5年度も引き続き総合評価落札方式一般競争入札を実施する上で、発注工事の見直しや、工事の品質や災害対応活動を評価するため改正を行います。

2 改正点

(1) 発注対象工事の変更

請負対象設計金額（税込）1億円以上の工事は総合評価落札方式一般競争入札を原則としていますが、業者育成等の観点から、令和5年度以降においては請負対象設計金額（税込）1億円以上の工事であっても、高度な技術を必要とせず、単に施工規模の大きい工事等、次の①～④に該当又はこれらに類する工事は、通常的一般競争入札とする場合があります。

- ①土木一式工事（水道施設工事、法面工事等を含む）：施工延長や施工面積を増やした工事
- ②土木一式工事等：1億円未満の複数の施工箇所が合冊された工事
- ③建築一式工事：鉄筋コンクリート構造物で、特殊工法がない新築、改築、増築又は改修工事
- ④機械器具設置工事：高額な機械を設置し、工事価格の過半が機械の工事

(2) 評価項目の追加

優良建設工事表彰の実績を評価するため次の項目を追加します。

追加評価項目	令和5年度	配点
当該工種で優良建設工事特別表彰又は優良建設工事表彰に該当（直近3年間）※1	優良建設工事特別表彰 ※2 （5年連続優良建設工事表彰）	1.0点
	優良建設工事表彰	0.5点
	該当なし	0点

※1 直近3年間とは、回数にかかわらず、令和2年度、令和3年度、令和4年度のいずれかの年度で表彰された場合を評価対象とする。

※2 令和2年度から令和6年度まで5年連続で優良建設工事表彰される場合に初めて特別表彰となるため、早くても令和7年度以降の評価対象となる。

(3) 配点の変更

工事の品質や災害対応活動を評価するため、配点を増やします。

評価項目	評価基準	令和4年度配点	令和5年度配点
工事成績評定 点（3年間の平 均）	平均工事成績評定点 85 点以上	2.0 点	<u>3.0</u> 点
	平均工事成績評定点 65 点～85 点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$	$\underline{3.0} \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$
	平均工事成績評定点 65 点未満又 は実績なし	0 点	0 点

評価項目	評価基準	令和4年度配点	令和5年度配点
災害対応活動 の有無	災害時応急対策活動等に関する 基本協定を締結し、かつ、令和 元年度（平成 31 年度）から令和 <u>5</u> 年度までの災害復旧工事の受 注実績を <u>10</u> 回以上有する者	—	<u>2.0</u> 点
	災害時応急対策活動等に関する 基本協定を締結し、かつ、令和 元年度（平成 31 年度）から令和 <u>5</u> 年度までの災害復旧工事の受 注実績を <u>5</u> 回以上有する者	—	<u>1.5</u> 点
	災害時応急対策活動等に関する 基本協定を締結し、かつ、令和 元年度（平成 31 年度）から令和 <u>5</u> 年度までの災害復旧工事の受 注実績を 3 回以上有する者	1.0 点	1.0 点
	災害時応急対策活動等に関する 基本協定を締結し、かつ、令和 元年度（平成 31 年度）から令和 <u>5</u> 年度までの災害復旧工事の受 注実績を 1 回以上有する者	0.5 点	0.5 点
	災害時応急対策活動等に関する基 本協定を締結している者	0.25 点	0.25 点
	災害時応急対策活動等に関する基 本協定を締結していない者	0 点	0 点

(4) 評価対象年度の改正

企業の施工能力など評価の対象とする年度を改正します。

3 適用日

令和5年4月1日以降に公告する案件から適用します。

令和5年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
I型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
	小計			6~10点	6~10点		
I型・II型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均) ※2	3点	○	—	○	—
		(3)建設キャリアアップシステムへの事業者登録 状況	0.5点	○	○	○	○
		(4)当該業種で優良建設工事表彰に該当(直近3 年間) ※3	1点	○	—	○	—
		小計			6.5点	2.5点	6.5点
	3.配置予定技術者の 能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む) ※4	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工 経験の有無(直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※5	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活 用	1点	○	○	○	○
		小計			5点	5点	5点
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2)東広島市域内における同種工事の元請施工 実績(直近15年間) ※1	1点	—	○	—	○
		小計			—	2点	—
	5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無 ※6	2点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制 度)における活動実績の有無(前年度)	0.25点	○	○	○	○
		(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無 (前年度)	0.5点	○	○	○	○
		(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
		(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○
		小計			4.75点	2.75点	3点
6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※7	0.25点	○	○	○	○	
	小計			0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て 良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点) ※8	5点	○	○	○	○	
	小計			5点	5点	5点	5点
合計				21.5~ 31.5点	17.5~ 27.5点	19.75~ 29.75点	17.5~ 27.5点

※1 平成20年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 令和2年度から令和4年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、令和5年5月31日以前に公告を行う案件は、令和元年度(平成31年度)から令和3年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点85点以上	3.0
平均工事成績評定点65点~85点未満	3.0×(平均工事成績評定点-65)/20

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 令和2年度から令和4年度までの表彰を評価対象とし、配点は次のとおりとする。

優良建設工事特別表彰(5年連続で優良建設工事表彰) 1.0、優良建設工事表彰 0.5

※4 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※5 3(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※6 加点を行う災害復旧工事の受注実績対象年度は、令和元年度から令和5年度とする。

災害対応活動の配点は次のとおりとする。

10回以上 2.0、5回以上 1.5、3回以上 1.0、1回以上 0.5、協定締結のみ 0.25

※7 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※8 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上での応札者と同様に評価する。

2 災害実績条件付一般競争入札について

1 趣旨

災害復旧工事を受注した建設者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を入札参加要件とした災害実績条件付一般競争入札は、令和5年度も引き続き試行します。

※具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「災害実績条件付一般競争入札について」のとおりです。

2 適用日

令和5年4月1日以降に公告する案件も引き続き適用します。

災害実績条件付一般競争入札について

1 趣旨

東広島市が発注する建設工事について、災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を試行します。

2 内容

(1) 試行対象工事

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク36件程度（各ランク各町4件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは、西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

平成30年度以降に東広島市が発注した災害復旧工事（土木一式工事）を3件以上受注した者とします。

※災害復旧工事は平成30年7月豪雨災害に限りません。また、今後発災した場合、それらを含みます。ただし、応急復旧等業務は含みません。

※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問いません。

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効とします。

東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2（抜粋）
格付別標準発注金額表

等級別格付	請負対象設計金額
	土木一式工事
A	3,000万円以上
B	1,000万円以上 3,000万円未満
C	1,000万円未満

3 工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は、災害復旧工事の受注促進に向けて災害実績条件付一般競争入札を実施するため、令和5年度は工事成績条件付一般競争入札の実施をしないこととします。

※工事成績評定は、実施します。

<工事成績評定の対象工事>

請負金額 500 万円を超える請負工事。

ただし、次の工事を工事成績評定の対象工事から除く。

- ①当初請負金額 3,500 万円未満の災害復旧工事
- ②緊急を要する応急工事

4 技術者配置・技術者交代について【再説明】

1 趣旨

災害復旧工事に伴う主任技術者や現場代理人の兼務制限の緩和について及び配置技術者を変更した工事を、その後の入札参加に当たり、技術者の施工経験（実績）の工事とすることの可否の判断基準について説明します。

2 技術者配置の取り扱いについて

集中的に発注されている災害復旧工事について、入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、主任技術者や現場代理人の兼務制限を緩和していますが、配置される技術者が兼務できるかについては、「技術者等の適正配置について」（別紙1）のとおりです。また、技術者配置について以下のような問い合わせが多くあります。

1	<p>Q： 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者は、主任技術者や現場代理人として現場配置することは可能でしょうか。</p> <p>A： 主任技術者としての現場配置は原則不可です。</p> <p>ただし、請負代金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の現場専任を要しない東広島市内の工事で、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に限り 4 件まで兼務が可能（災害復旧工事は兼務制限にカウントしない）となります。</p> <p>現場代理人は金額にかかわらず現場配置不可になります。</p>
2	<p>Q： 請負代金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の東広島市内の災害復旧工事は、無制限に兼務することが可能なのでしょうか。</p> <p>A： 兼務件数としてカウントしないので、無制限に兼務することができます。</p> <p>ただし、請負代金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の工事（変更契約を含む）を 1 件でも担任した場合は、それまで兼務制限の件数にカウントしていなかった全ての災害復旧工事をカウントすることになります。</p>
3	<p>Q： 請負代金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の工事が兼務できる要件にある、密接な関係とはどのようなものでしょうか。</p> <p>A： 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分（金額又は量の 50%以上）を同一の下請業者で施工する場合を含む）のことをいいます。</p>

4	<p>Q： 請負代金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の災害復旧工事に主任技術者等として配置すると 5 件まで兼務することができるのでしょうか。</p> <p>A： 請負代金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の工事を兼務する場合は、東広島市内で密接な関係があり相互の間隔が 10km 以内の公共工事の場合に 2 件まで兼務が可能でしたが、災害復旧工事を 1 件でも兼務すると、東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が 25km 以内の公共工事の場合は 5 件まで兼務が可能となります。</p> <p>ただし、入札公告で監理技術者の配置を求めるものについては対象外となります。また、同一の発注者でない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できる場合に限りです。</p>
5	<p>Q： 請負代金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の工事を 1 件以上含む 5 件の工事を兼務（災害復旧工事が 1 件）している際に、災害復旧工事が先に完了した場合はどうなるのでしょうか。</p> <p>A： 残り 4 件兼務（災害復旧工事が 0 件）となった場合でも、この 4 件に限り引き続き兼務が可能となります。</p>
6	<p>Q： 請負代金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の工事の技術者として配置されている者を別の工事の技術者として配置することはできるのでしょうか。</p> <p>A： 一般工事であれば、東広島市内の公共工事で密接な関係があり、相互の距離が 10km 以内で兼務する工事が本件工事を含めて 2 件以内、災害復旧工事を含んでいれば、東広島市内の公共工事で密接な関係があり、相互の距離が 25km 以内で兼務する工事が本件工事を含めて 5 件以内で兼務ができます。</p> <p>ただし、入札公告で監理技術者の配置を求めるものについては対象外となります。また、同一の発注者でない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できる場合に限りです。</p>

3 配置技術者変更時における技術者の施工経験（実績）の判断基準について

建設工事に配置された技術者を変更した場合に、その一部期間のみに従事していた工事を、施工経験（実績）としてどのように判断するかはの基準については、「建設工事に配置された技術者を変更した場合における技術者の施工経験（実績）の判断基準について」（別紙 2）のとおりです。

4 資料の掲載場所

市のホームページに本制度の要綱等を掲載しております。

東広島市ホームページ掲載場所

○技術者等の適正配置について (別紙1)

東広島市トップページ>組織から探す>契約課

> 5 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(要綱・制度等)

> 建設工事等関係規則・要綱・要領、契約約款

> 35 技術者等の適正配置について

○平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について

東広島市トップページ>組織から探す>契約課

> 5 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(要綱・制度等)

> 平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について (令和4年4月1日改正分)

○建設工事に配置された技術者を変更した場合における技術者の施工経験(実績)の判断基準について (別紙2)

東広島市トップページ>組織から探す>契約課

> 5 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(要綱・制度等)

> 建設工事に配置された技術者を変更した場合における技術者の施工経験(実績)の判断基準について

東広島市発注工事に係る配置技術者等の取り扱いについて

現在の職種	新たな職種	主任技術者・監理技術者		現場代理人	
		現場専任			
		請負代金額3,500万円以上（建築一式7,000万円以上）又は入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合	現場専任を要しない		
		主任技術者	監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の配置を求めている場合を含む。）	請負代金額500万円以上3,500万円未満（建築一式1,500万円以上7,000万円未満）	請負代金額500万円未満（建築一式1,500万円未満）

対照方向

Aさん	経営管理責任者又は営業所の専任技術者	×		※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に限り4件まで可能 （注5）災害復旧工事の特例	×	
Bさん	経営管理責任者又は営業所の専任技術者及び専任を要しない主任技術者（監理技術者）【特例】	×		※原則不可 ただし、当該営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合に限り当該担任工事を含めて4件まで可能 （注5）災害復旧工事の特例	×	
Cさん	専任の主任技術者 ※入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合を含む。		×	※原則不可 ただし、東広島市内で密接な関係（注3）があり、相互の間隔が直線距離で10km以内の公共工事に限り、当該担任工事を含めて2件まで可能。監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。）の場合は不可（注2） （注6）災害復旧工事の特例 （注8）兼務の特例	当該担任工事のみ可能 （注1-第4項）兼務の特例 （注4）兼務要件 （注7）災害復旧工事の特例	
Dさん	専任の監理技術者 ※入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とする場合を含む。	×	特例監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置することにより、当該担任工事を含めて2件まで可能 （注8）兼務の特例 （注9）特例監理技術者等の配置要件 ただし、入札参加条件等において特例監理技術者の配置が認められていない場合は不可	×	当該担任工事のみ可能 （注1-第4項）兼務の特例	
Eさん	特例監理技術者（2件の工事を兼務の場合）又は監理技術者補佐		×		当該担任工事のみ可能 （注1-第4項）兼務の特例 ただし、特例監理技術者は不可	
Fさん	専任を要しない主任技術者（監理技術者）		×	当該担任工事を含めて5件まで可能 （注5）災害復旧工事の特例	当該担任工事を含め500万円未満（建築一式は1,500万円未満）の工事のみであれば、数に制限なく可能	原則当該担任工事のみ可能 （注1）兼務要件 （注4）兼務要件 （注5）災害復旧工事の特例 （注7）災害復旧工事の特例
Gさん	現場代理人		当該担任工事のみ可能 （注1-第4項）兼務の特例 （注4）兼務要件 （注7）災害復旧工事の特例	当該担任工事のみ可能 （注1-第4項）兼務の特例 ただし、特例監理技術者は不可	原則当該担任工事のみ可能 （注1）兼務要件 （注4）兼務要件 （注5）災害復旧工事の特例 （注7）災害復旧工事の特例	※原則不可 （注1）兼務要件 （注4）兼務要件 （注5）災害復旧工事の特例 （注7）災害復旧工事の特例

(注1)

現場代理人の兼務要件その1

1. 次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。ただし、一円の地域を対象とする工事（工事場所を「〇〇ー円」とする工事）は除く。
 - ① 兼務する工事の請負代金額が全て3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満であること（ただし、入札公告において技術者を施工現場に専任で配置するとしたものは条件を満たさないものとする。）。
 - ② 兼務する工事が東広島市又は広島県の発注であること。
 - ③ 兼務する工事件数が、本件工事を含め5件以内であること（災害復旧工事は、工事件数に含めない。）。
 - ④ 兼務する工事の全ての工事現場が同一町内であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で5km以内であること。
 - ⑤ 兼務する工事が広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者である広島県が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - ⑥ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。なお、この（注1）第1項の規定は、現場代理人同士の兼務に限らず、他の公共工事の現場における現場代理人と主任技術者との兼務についても適用する。
2. 本工事の附帯工事の特命随意契約による場合は、本工事の現場代理人が附帯工事の現場代理人を兼ねることができる。
3. 請負代金額500万円未満の維持修繕工事及び災害復旧工事については、同一町内における工事に限り、数に制限無く現場代理人を兼ねることができる。ただし、500万円以上（建築一式工事も同様）の工事を1つでも担任（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）している場合は適用しない。
4. 2（2）エに該当し、複数の工事を一の工事とみなす場合は、これら複数工事に同一の現場代理人を配置することができる。ただし、これら複数の工事以外の工事を1つでも担任（現場代理人、主任技術者又は監理技術者）している場合は適用しない。

(注2)

主任技術者の兼務要件

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用可能な工事であり、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあつては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続については、入札公告等で確認すること。

- ① 兼務する工事が公共工事であること。
- ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係（注3）があり、相互の間隔が直線距離で10km以内であること。
- ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

(注3)

密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

(注4)

現場代理人の兼務要件その2

工事場所が直線距離で10km以内であり、密接な関係（注3）のある他の公共工事（建設業法施行令第27条第2項が適用される工事として、同一の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人又は主任技術者との兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手続については、入札公告等で確認すること。

- ① 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること。
- ② 兼務する工事場所が東広島市内であること。
- ③ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
- ④ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。

なお、この規定は、主任技術者について、当該他の公共工事に配置されている現場代理人との兼務についても適用する。

(注5)

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例1

1. 請負代金額3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）未満の災害復旧工事（入札参加条件等において技術者を「施工現場に専任で配置できる者」とするものを除く。）に係る主任技術者及び現場代理人は、兼務制

限の件数としてカウントしない（兼務する全ての工事が専任配置を要しない請負代金額 3,500 万円（建築一式工事にあつては、7,000 万円）未滿かつ東広島市内であれば、災害復旧工事の件数は無制限とする。ただし、請負代金額 3,500 万円（建築一式工事にあつては、7,000 万円）以上の工事を 1 件でも担任した場合は、それまで兼務制限の件数にカウントしていなかった全ての災害復旧工事をカウントすることになるため、兼務制限に注意すること。）。

2. 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手續を不要とする。
3. 適用期間は、平成 30 年 9 月 18 日から当分の間とする。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

(注 6)

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例 2

1. 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項が適用可能な工事であつて、同一の主任技術者が当該工事の管理を行うことが認められるものにあつては、次の条件をいずれも満たす場合は、主任技術者の兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手續きについては、入札公告等で確認すること。
 - ① 兼務する工事が公共工事であること。
 - ② 兼務する工事の工事場所が東広島市内で密接な関係（注 3）があり、全ての工事場所の間隔が 25km 以内であること。
 - ③ 兼務する工事件数が本件工事を含め 5 件以内であること。
 - ④ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - ⑤ 兼務する工事に災害復旧工事を 1 件以上含むこと。
2. 適用期間は、令和 2 年 7 月 22 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間とする。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

(注 7)

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和特例 3

1. 全ての工事場所の間隔が 25km 以内で密接な関係（注 3）のある他の公共工事（建設業法施行令第 27 条第 2 項が適用される工事として、同一の主任技術者による工事の管理が認められるものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次の条件をいずれも満たす場合は、現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は主任技術者との兼務を発注者に申請することができる。ただし、監理技術者（入札参加条件等において監理技術者の資格を有する者の配置を求めている場合を含む。）の場合は、対象外とする。申請手續きについては、入札公告等で確認すること。
 - ① 兼務する工事件数が本件工事を含め 5 件以内であること。
 - ② 兼務する工事場所が東広島市内であること。
 - ③ 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が、兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。
 - ④ 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
 - ⑤ 兼務する工事に災害復旧工事を 1 件以上含むこと。
2. 適用期間は、令和 2 年 7 月 22 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間とする。なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は公告・指名・見積依頼をした工事についても、当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。また、過年度発生災害や今後発生する災害もこの取扱いの対象とする。

(注 8)

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者（監理技術者）が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者（監理技術者）が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合、主任技術者（監理技術者）はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

(注9)

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置の要件

特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置が認められる工事は、次の要件をすべて満たさなければならない。申請手続きについては、入札公告等で確認すること。

- ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は、入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は東広島市内の工事であること。
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 発注者が兼務について承認していること。
- ⑩ 本市発注工事にあつては、総合評価落札方式による工事、低入札価格調査制度適用工事又は共同企業体（復旧・復興建設工事共同企業体を含む）対象工事に該当しないこと。

建設工事に配置された技術者を変更した場合における 技術者の施工経験（実績）の判断基準について

建設工事に配置された技術者を変更した場合に、その一部期間のみに従事していた工事を、施工経験（実績）としてどのように判断するか^の基準については、次のとおりとします。

《判断基準》

監理技術者（特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む）、主任技術者又は現場代理人を変更した工事を、その後の競争入札に参加するに当たり、技術者の施工経験（実績）の工事とすることの可否の判断基準は、次のとおりとする。

技術者の施工経験（実績）は、原則として、工事の全期間に従事している場合に認めることとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、技術者変更を行った工事の全工期の2分の1を超える期間に従事していれば（※1）、技術者の施工経験として認めることとする。

- (1) 入札参加しようとする工事の入札公告が、2号工事のとき
- (2) 入札参加しようとする工事の入札公告が、1号工事であり、かつ、入札公告11「技術者の経験を確認するための資料」の欄が「必要なし」のとき（※2）

※1 確認のため、資料の提出を求める場合がある。

※2 1号工事の入札公告の記載例

1.1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用して速やかに提出すること。

提出資料		詳	細
資 格 要 件 確	(1) 経営事項審査の総合 評定値通知書の写し	必要なし	
	(2) 施工実績及び配置予 定技術者確認資料	様式第1（原則、添付ファイルはExcel形式で提出すること）	
	(3) 会社の実績を確認す るための資料	必要なし	
	(4) 技術者の資格を確認 するための資料	「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。	
	(5) 技術者の経験を確認 するための資料	必要なし	

◎その他注意事項

ア 適用日

令和4年5月1日以降に公告する案件から適用します。

イ 適用対象工事（一部期間のみに従事していた工事を、技術者の施工経験として認める工事）

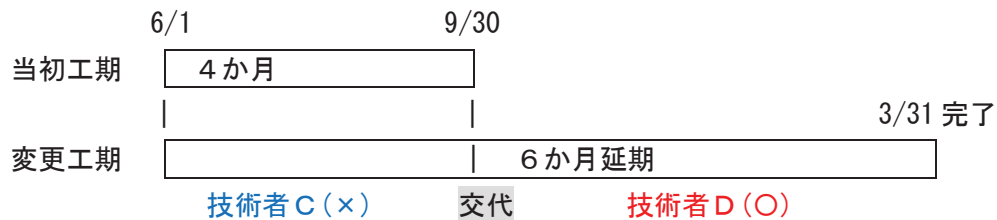
令和4年4月1日から令和6年3月31日までに技術者の途中変更の生じた工事（完了済の工事）が、適用対象工事です。

参考事例：「全工期の2分の1を超える期間」の考え方

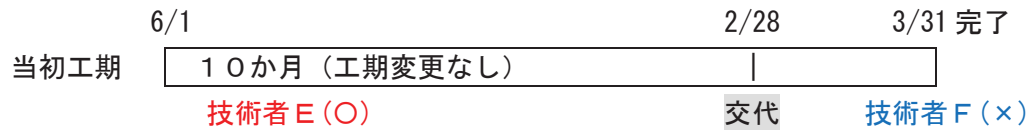
【パターン1】（受注者の責によらない理由により工期が延長された場合）



【パターン2】（受注者の責によらない理由により工期が延長された場合）



【パターン3】（工事が概ね完了したと認められた場合）



5 建設工事請負契約約款等の改正について

1. 趣旨

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の一部改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることに伴い、本市の建設工事請負契約約款の改正を行います。

2. 改正の要旨

工事目的物の引渡し前に、不可抗力により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担することとされているところ、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとします。

3. 改正を行う契約約款等

- (1) 建設工事請負契約約款（第29条）
- (2) 設計施工一括発注工事対象請負契約約款（第29条）

※改正内容は、別紙公共工事標準請負契約約款の改正と同じ

4. 施行

令和5年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結している契約については、なお従前の例による。

**公共工事標準請負契約約款
新旧対照表**

(傍線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物等であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、<u>発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、(内訳書に基づき)算定する。 [注] (内訳書に基づき)の部分は、第三条(B)を使用する場合には、削</p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第三十条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第五十八条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項又は第三十八条第三項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、(内訳書に基づき)算定する。 [注] (内訳書に基づき)の部分は、第三条(B)を使用する場合には、削</p>

- 1 -

<p>除する。</p> <p>一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。</p>	<p>除する。</p> <p>一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。</p> <p>三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p>
--	---

- 2 -

6 令和5・6年度入札参加資格審査申請について

1 趣旨

令和5・6年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争入札参加資格審査申請手続きを広島県及び県内市町で共同利用する資格審査受付システムを利用して申請受付を開始します。

2 受付期間

(1) 申請受付期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月18日（金）

(2) 書類提出期間

令和4年11月1日（火）から令和4年11月25日（金）

3 改正点

発注者別評価項目について

発注者別評価点項目	R3・R4 配点	R5・R6 配点
技術者の継続学習の状況 土木施工 CPDS・建築 CPD・造園 CPD	2～10点 (分野ごと)	—
エコアクション21の認証	5点 どちらか一方又は両方該当の場合に配点	2点
ISO14005の取得	(ただし、ISO14001の認証を受けている者は除く。)	3点
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録	4点	10点
広島県働き方改革実践企業認定制度の登録	6点	—

4 認定通知

認定通知書は令和5年4月1日付けで通知予定です。

7 その他

(1) 市発注工事の契約制度改正予定について

1 趣旨

令和5年1月1日付けで次のとおり建設業法施行令の一部改正が施行される予定であり、市発注工事の契約制度につきましても、併せて改正する予定です。決定次第、契約課ホームページ等でお知らせします。

2 改正内容

特定建設業許可や監理技術者の配置を要する下請代金額は、現行の4,000万円（建築一式工事6,000万円）以上から4,500万円（建築一式工事7,000万円）以上に引き上げます。

また、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額は、現行の3,500万円（建築一式工事7,000万円）以上から4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上に引き上げます。

許可・資格		下請負金額による 建設業の許可区分 配置技術者の資格区分		配置技術者の専任区分	
時期	許可区分	特定建設業	特定又は 一般建設業	専任 兼務可能	
	資格区分	監理技術者	監理又は 主任技術者		
R4.12.31 まで	建築一式	6,000万円以上	6,000万円未満	7,000万円以上	7,000万円未満
	上記以外	4,000万円以上	4,000万円未満	3,500万円以上	3,500万円未満
R5.1.1 以降	建築一式	7,000万円以上	7,000万円未満	8,000万円以上	8,000万円未満
	上記以外	4,500万円以上	4,500万円未満	4,000万円以上	4,000万円未満

※ただし、入札公告で特定建設業又は配置技術者の専任を義務付けている場合は、公告の条件を優先するものとします。

(2) 電子入札等システムの変更に伴う事後審査通知書、事後審査資料提出依頼書について

1 趣旨

令和4年6月1日より電子入札等システムが新システムに移行したことに伴い、一般競争入札の開札後に通知される、事後審査通知書と事後審査資料提出依頼書について説明します。

2 内容

一般競争入札の開札後、市が事後審査を行うため、入札案件の事後審査処理をした場合や、事後審査資料の提出依頼をした場合は、電子入札システムにて「事後審査通知書」や「事後審査資料提出依頼書」が発行されます。これらの通知が発行された際は、入札業者へ発行されたことを知らせるメールが登録してあるアドレスに届くようになっています。

The screenshot displays the '入札状況一覧' (Bid Status Overview) page. The header shows the date '2022年04月11日 15時44分' and the system name 'CALS/EC 電子入札システム'. The left sidebar contains navigation options like '入札案件検索' and '登録者情報'. The main content area shows details for a company with ID 'S400000500000661' and name 'A建設〇〇株式会社'. Below this is a table of bid statuses. The table has columns for '入札方式', '入札/再入札/開札', '開札期', '事後審査資料提出', '事後審査資料一覧', '空付票/通知書一覧', '企業プロバイダ', '検索', and '状況'. The first row shows a bid for '広島県〇〇工事' with a status of '一般競争(事後審査型)'. A red box highlights the '表示' (Display) button in the '空付票/通知書一覧' column, which is labeled '未参照有り' (Not Referenced). A callout box points to this button with the text: '一度も確認していない通知書等がある場合は「未参照有り」が表示されます。' (If there are notices that have never been confirmed, '未参照有り' will be displayed.)

番号	調達案件名称	入札方式	入札/再入札/開札	開札期	事後審査資料提出	事後審査資料一覧	空付票/通知書一覧	企業プロバイダ	検索	状況
1	広島県〇〇工事	一般競争 (事後審査型)					表示 未参照有り	変更		表示

(1) 事後審査通知書

一般競争入札の開札後、次の「事後審査通知書」が入札した業者に送付されます。この通知は、入札した全業者に送付されるものであり、落札候補者となったわけではありません。

The screenshot shows the CALS/EC electronic bid system interface. The top header displays the date and time as 2022年04月11日 15時45分 and the system name CALS/EC 電子入札システム. The main content area is titled '入札状況通知書一覧' (Bid Status Notification List). A table lists several notifications, with the second row, '事後審査通知書', highlighted by a red box. Below this, a detailed view of the '事後審査通知書' (Post-audit Notification) is shown, including fields for company ID, name, and address, and a section for bid details with a red box around the '印刷' (Print) button.

実行回数	通知書名	通知書発行日時	通知書表示	通知書輸出
1	事後審査資料提出依頼書	令和04年04月11日(月)13時23分	表示	未参照
	事後審査通知書	令和04年04月11日(月)13時13分	表示	未参照
	入札締切通知書	令和04年04月11日(月)06時20分	表示	参照済
	入札書受付票	令和04年04月09日(土)17時19分	表示	参照済

事後審査通知書
 下記の案件について、事後審査を開始致します。
 記
 調達案件番号 340000272710120220009
 調達案件名称 広島県〇〇工事
 入札執行回数 1回目
 開札日時 令和04年04月11日 10時42分
 落札候補者1
 企業名称 A建設〇〇株式会社
 入札金額 140,000,000 円(税別)
 落札候補者2
 企業名称 C建設〇〇株式会社
 入札金額 145,000,000 円(税別)

令和04年09月16日

東広島市長

事後審査通知書

下記の案件について、事後審査を開始致します。

記

調達案件番号	34212010120220755
調達案件名称	令和4年度 ○○○ 事業 ○○ 工事
入札執行回数	1回目
開札日時	令和04年09月16日 09時11分

(2) 事後審査資料提出依頼書

一般競争入札の開札後、次の「事後審査資料提出依頼書」が落札候補者に送付されます。落札候補者には「事後審査通知書」と「事後審査資料提出依頼書」の2つの通知が送付されます。



令和04年09月16日

企業ID
企業名称
氏名

東広島市長

事後審査資料提出依頼書

下記案件について、「事後審査資料提出依頼書」を確認のうえ事後審査資料を作成し、提出されるようお願い致します。

記

調達案件番号 34212010120220755
 調達案件名称 令和4年度 ○○○ 事業 ○○ 工事
 入札執行回数 1回目
 事後審査資料提出締切日時 令和04年09月20日 17時00分
 理由または条件

(3) 事後審査資料の提出

資料提出の要・不要については、入札公告に記載してあります。資料提出が必要な案件は、事後審査資料提出締切日時までに電子入札等システムから資料を提出してください。資料提出が不要の案件は、システム等の処理は不要で、次の連絡をお待ちください。

1 1 入札参加及び提出資料
 本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。
 入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用して速やかに提出すること。

提出資料	詳細
資格要件	(1) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し 必要なし
資料	(2) 施工実績及び配置予定技術者確認資料 様式第1（原則、添付ファイルはE
	(3) 会社の実績を確認するための資料 次のいずれか1つ以上 ア CORINS（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、9(6)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。
	(4) 技術者の資格を確認するための資料 「監理技術者資格者証（表・裏）の写し」及び「監理技術者講習修了証の写し」 ※監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されている場合は、「監理技術者講習修了証の写し」は不要とする。
	(5) 技術者の経験を確認するための資料 必要なし
	(6) 誓約書 様式第4（原則、添付ファイルはWord形式で提出すること）
	(7) 建設業許可申請書別紙二の写し 9(5)のイ、エ又はオに該当する者のみ必要
	(8) 経営業務の管理責任者及び専任技術者を確認するための資料 9(5)のイ、ウ、エ又はオに該当する者のみ①及び②を提出すること。 ① 経営業務の管理責任者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第7号） ② 専任技術者証明書の写し（建設業法施行規則別記様式第8号）又は専任技術者一覧表の写し
	(9) 媒体提出届 様式第5（原則、不要） ※ただし、電子入札等システムを利用せず書面又はCD-Rにより持参する提出資料があるときは、媒体提出届を、電子入札等システムを利用しWord形式の添付ファイルとして提出するとともに、契約課に持参する媒体にも写しを添付すること。
	※会社の実績について、東広島市発注工事における実績は実績証明の添付不要とする。

1 2 日程等に関する事項

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
公告日	令和4年5月17日	東広島市ホームページ及び契約課掲示板に掲示する。
設計図書の閲覧	令和4年5月17日～ 令和4年5月23日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。

資料の提出が必要なときは、入札公告に記載があります。

1 1 入札参加及び提出資料
 本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

1 2 日程等に関する事項

手続き等	期間・期日等	場	項
公告日	令和4年5月17日	東広島市ホー	資料の提出が不要なときは、 入札公告に記載なし。
設計図書の閲覧	令和4年5月17日～	東広島市ホー	
	令和4年5月23日	※設計図書を	

※令和4年度から「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」は事後審査資料としての提出を原則不要としています。

(3) スライド条項の適用について

1 趣旨

特定の資材価格の急激な変動によって請負代金額が不相当となった場合には、請負代金額の変更について適切に対応する必要があり、建設工事請負契約約款第25条第5項（以下、単品スライド条項）の適用については、平成20年9月4日から運用を図っていますが、最近の資材価格の急激な高騰等を踏まえ、単品スライド条項の運用を変更しておりますのでお知らせします。

2 変更点

《これまでの運用》

工事材料の価格増加分について、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「購入した月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更

《新たな運用》（別紙参照）

- ア 購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- イ 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、購入時期を証明できれば「購入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可能とする。
- ウ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可能とする。

3 適用日

令和4年6月17日以降に建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）に係る請求が行われたものから適用する。

建設工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の運用について

1 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

2 適用対象工事

(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\text{変動額（鋼）} = M [\text{変更_鋼}] - M [\text{当初_鋼}]$$

$$\text{変動額（油）} = M [\text{変更_油}] - M [\text{当初_油}]$$

$$\text{変動額（材料）} = M [\text{変更_材料}] - M [\text{当初_材料}]$$

$$M [\text{当初_鋼}], M [\text{当初_油}], M [\text{当初_材料}]$$

$$= \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M [\text{変更_鋼}], M [\text{変更_油}], M [\text{変更_材料}]$$

$$= \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$M [\text{当初_鋼}], M [\text{当初_油}], M [\text{当初_材料}]$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M [\text{変更_鋼}], M [\text{変更_油}], M [\text{変更_材料}]$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

p : 設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

p' : 4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

D : 5の規定に基づき算定した鋼材類、燃料油又はその他工事材料の数量

k : 落札率

(2) 請負代金の部分払をした工事における(1)に規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の建設工事請負契約第37条第3項に規定する通知の書面において、7の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

3 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、2(1)の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料（以下「対象材料」という。）の

単価等に基づき、次式により行う。

$$S \text{ 増額} = (M \text{ [変更_鋼]} - M \text{ [当初_鋼]}) + (M \text{ [変更_油]} - M \text{ [当初_油]}) + \\ (M \text{ [変更_材料]} - M \text{ [当初_材料]}) - P \times 1/100$$

$$S \text{ 減額} = (M \text{ [変更_鋼]} - M \text{ [当初_鋼]}) + (M \text{ [変更_油]} - M \text{ [当初_油]}) + \\ (M \text{ [変更_材料]} - M \text{ [当初_材料]}) + P \times 1/100$$

S 増額：スライド額（増額変更の場合）

S 減額：スライド額（減額変更の場合）

M [変更_鋼], M [当初_鋼], M [変更_油], M [当初_油], M [変更_材料], M [当初_材料]：2（1）に同じ

P：2に規定する請負代金額

(2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額（消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が（1）の M [変更_鋼]、M [変更_油] 又は M [変更_材料] を下回る場合にあっては、（1）の規定にかかわらず、（1）の M [変更_鋼] に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、M [変更_油] に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M [変更_材料] に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。

(3) 実際の購入金額が（1）の M [変更_鋼]、M [変更_油] 又は M [変更_材料] を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6（1）に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、（1）の規定にかかわらず、（1）の M [変更_鋼] に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、M [変更_油] に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M [変更_材料] に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、（1）の算式によりスライド額を算定する。

(4) (2) 及び (3) の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

ア 6の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額。

イ 6の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。

ウ 燃料油について、6（5）の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4（1）イ（イ）の平均価格を乗じて得た金額。

(5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

4 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

ア 鋼材類及びその他工事材料

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。ただし、減額変更する場合には、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

イ 燃料油

(ア) 対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

(イ) 対象材料のうち、6（5）の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても5の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、(ア)の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1) ア及びイ（ア）に規定する対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、建設工事請負契約第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

5 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量 (D)（以下「対象数量」という。）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

ア 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量。

イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量。

ウ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。

エ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、7の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
- (2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の適用対象とはしないものとする。
- (3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。
- (4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。
- (5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても5の対象数量とすることができる。

7 部分払時の取扱

建設工事請負契約第37条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

8 部分引渡し

建設工事請負契約第38条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

9 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに

- 係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、建設工事請負契約第25条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

10 全体スライドを行う場合の特則

建設工事請負契約第25条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、2(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価(建設工事請負契約第25条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」とし、3(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から建設工事請負契約第25条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする)」とする。

(4) 週休2日工事等の試行について（検討）

1 趣旨

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていく必要があります。こうしたことから本市発注の建設工事の働き方改革促進の一環として、週休2日工事等の試行を検討しています。

2 週休2日工事等の種類

週休2日工事等の種類は、次のとおり検討しています。

種類	
週休2日工事	発注者指定型 受注者希望型
週休2日交替制工事	

3 対象工事

対象工事についても、今後検討していきます。